

令和3年7月6日
福祉部長寿応援課

地域密着型介護施設の指定管理者の選定手続きについて

地域密着型介護施設については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区地域密着型介護施設条例」に基づき、平成24年6月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和3年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設名及び現在の指定管理者

(1) 施設名

地域密着型介護施設（所在地 江東区新砂三丁目3番11号）

(2) 現在の指定管理者

社会福祉法人 こうほうえん（所在地 鳥取県境港市誠道町2083番地）

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 選定方法

○非公募による選定

[非公募の理由]

- ①認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイの3つのサービスを24時間365日提供している。特にグループホームは認知症高齢者入所施設であることから、利用者と職員の高度な信頼関係が求められる。
- ②関係法令に基づき、開設時から適正な高齢者施設の運営を行っている。
- ③年度評価の利用者満足度等、各項目で最上位の評価を受けている。地域住民向けの事業実施、イベント参加にも積極的に取り組み、地域に根付いた施設となっている。
- ④同一法人による介護施設及び認可保育所の一体的管理によってこどもと高齢者の交流を図ることにより、利用者への相乗効果が期待できる。
- ⑤本施設は公設民営施設として区の福祉充実を目的として整備され、「原則一つの法人が一体運営すること」を募集条件としている。

4 今後の予定

令和3年8月 公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定候補者選定
令和3年9月 第3回区議会定例会に指定議案提出
令和4年3月 基本協定書締結